#### 前 償 命 台 判 決 る

を言い渡しました。 全額を支払うよう命じる判決 めた裁判で、3月10日、水戸地 市が吉原前市長に支払いを求 賠償法第1条第2項に基づき、 金9425万円について、国家 設業者に支払った裁判の和解 したとして、平成2年5月、 万裁判所下妻支部は、前市長に 坂東市が違法な指名回 |避を 建

## 裁判の経緯

# 回目の裁判

(前裁判

34円に拡張されました。これ 社が、国家賠償法第1条第1 排除されたとして建設業者9 理由に、市の指名競争入札から で、総額3億1192万18 損害賠償額は、最終的に4年分 を求める訴えを起こしました。 規定)に基づき、市に損害賠償 公共団体が代わって賠償する 国民に損害を与えた場合、国や 項(公務員の不法行為によって で対立候補を支援したことを 任した平成21年以降、市長選挙 平成2年12月、前市長が就

> ずその和解案を承認しました。 と前市長個人の賠償責任の免 明がなされ、市議会はやむを得 責は別問題であること」との説 あること」、また、「今回の和解 議会の責任が生じる可能性が かった場合は、その差額には市 に高額な賠償金の判決となる れば、今回の和解金よりもさら その際には、市から「判決にな 議案を市議会に提出しました。 所は市が建設業者に9425 を受けて、平成27年3月、 市は和解を受け入れるための 万円を支払う和解勧告を行い、 で能性があり、和解を承認しな 裁 鄞

2回目の裁判(現裁判) 平成29年5月、市民より「市

が支払った和解金9425万 で採択し、執行部に送付されま 例会本会議において賛成多数 議会に提出され、 円について、前市長に対し、市 た。 「返還させることの陳情」が市 同年6月定

賠償法第1条第2項の規定(公 これを受けて、市はまず、国家

> が、支払いを拒否されたため、平 り提訴しました。提訴後、約3 の議決を経て、前市長を相手取 成30年2月、市議会の賛成多数 り、本年3月10日に判決となり 年の間に16回の口頭弁論等があ 5万円の返還請求を行いました 重過失があったときは、国や公 務員が与えた損害に故意又は 規定)に基づき、前市長に942 金)をその公務員に請求できる 共団体が支払った賠償金(和解

### 判決内容

おりです。 判決の主な内容は、 以下 らと

る可能性があった前市長に 前裁判において市が9社に 償法第1条第2項による求 くなに継続していたことに鑑 を、前市長が認識・認容して 違法な本件指名排除の状況 対して支払った和解金94 故意があったと認められる。 償金請求が認められるべき みれば、前市長には、国家賠 いたこと、むしろ、これをかた よる違法な本件指名排除に 25万円は、判決で認容され

> には相当因果関係が認めら 前市長の本件指名排除の間 はいえ、同和解金の支払いと は減額された損害賠償金と よる逸失利益相当額等より

前市長は、和解金の支払いが されるものではない。 れたり、前市長の責任が免除 行為との因果関係が否定さ が、このことによって前市長の されていることを指摘する 市議会の承認を経て適式に

められ、前市長の主張が全て却 年5分の割合による金員を支払 下されたものとなりました。 え」と市側の主張が全面的に認 長は、市に対し9425万円と このことから、判決では「前・ 市

## 今後について

張に変わりはありません。 なりますが、これまでの市の主 たため、裁判は継続することと 前市長が、3月25日に控

めてまいります。 識の徹底を図り、市政運営を り一層全体の奉仕者としての認 公正・公平を旨として、また、よ 今回の判決を受け、市では、

#### 『広告募集

広報ばんどうに有料広告を掲載しませんか?

- ◎掲載料
  - 1段全枠 1回20,000円(縦4.8㎝×横17.7㎝) 1段半枠 1回10,000円(縦4.8cm×横8.6cm)
  - ※申込方法など、詳しくは下記までお問い合せください
- お問合せ 秘書広報課 ☎0297(20)8265